

## 4 教育環境の整備について

新学習指導要領の円滑な実施やいじめ等の教育上の諸課題に的確に対応し、教員が子どもと向き合う時間を確保することにより質の高い教育を実現するためには、少人数学級や少人数指導等の推進による教育環境の充実が重要である。また、地方が弾力的に教職員定数を決定するとともに、より一層自主的、主体的に学級編制を行えるようにする必要がある。

文部科学省では、義務標準法の改正により、小学校1年生の学級編制の基準を35人に引き下げるとともに、小学校2年生については教員の加配により35人学級編制を可能とする予算措置をしている。しかし、義務標準法の改正は小学校2年生以上には拡大されておらず、今後の少人数学級の推進については、その効果の検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討するとされている。

少子高齢化やグローバル化が急速に進展する中、子どもたちの多様な個性や能力を開花させ、その力を社会に生かしていくことのできる人材を育成することが、我が国の教育に求められている。

については、義務標準法の改正等により、少人数学級や少人数指導等を推進するとともに、教職員定数及び学級編制について地域の実情に応じたより柔軟な対応ができるよう配慮されたい。また、そのために必要な財源を国の責任において確保されたい。